

トライアル発注対象製品等選定申請書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

トライアル発注推進事業実施要綱第5条第1号の規定に基づき、以下のとおりトライアル発注対象製品等として選定を受けたいので申請します。

■申請者の概要

(フ リ ガ ナ)			
企 業 名	印		
代 表 者 名	印		
所 在 地			
郵 便 番 号	〒	設立年月日	
資 本 金	千円	従業員数	人
事 業 概 要			
ホ ー ム ペ ー ジ			
ご担当者	T E L		F A X
	E - M A I L		
	部 署 名		
	役職・氏名		
競争入札参加資格者名簿への登録	<input type="checkbox"/> 自社が登録済 <input type="checkbox"/> 製品等納入先が登録済 <input type="checkbox"/> いずれも未登録		

■応募する製品等の概要

(1) 製品等の名称	
(2) 製品等の説明(機能、使用方法、その他ポイント) ※パンフレット、写真、図面など概要がわかるものを別途添付して下さい。	
(3) 製品等の新規性・独創性・技術的優位性(既存の商品との違い) ※重要なポイントです。できるだけ具体的かつ詳細に記入してください。	

(4) 製品等に関する特許等(特許、実用新案、意匠)がある場合は記載して下さい。(証明できる資料も添付して下さい。)

種類	取得年月	番号	特許等の内容

(5) 参考取引価格(消費税込の金額)を記載して下さい。なお、取付費、年間維持費等についてもご記入ください。

(6) 標準的な納期を記載して下さい。

(7) 取扱上の注意事項(使用期限、保存方法等)があればご記入ください。

(8) 製品等について遵守すべき法令名と遵守の状況を記載して下さい。(認可などの写しを添付してください)

遵守すべき法令の名称	遵守の状況(取得している許認可等の番号)

■応募する製品等の生産と販売の状況

(1) 製品等の開発形態

自社開発 共同開発(提携企業名:) その他()

(2) 製品等の製造形態(自社製造か否か)

自社製造 その他()

(3) 製品等の製造開始時期 (4) 製品等の製造拠点の所在地

年 月から

(5) 製品等の市場規模・競争環境 データ(出展を明らかに)などを利用しできるだけ客観的にご記入ください。

(6) 製品等の販売状況 直近2期(今期は直近月まで)の製品等の売上を記載して下さい。

今期	月 決算	売上高<a>	千円	<a>のうち、県への販売額	千円
前 期	期	売上高<a>	千円	<a>のうち、県への販売額	千円

(7) 製品等の主な販売先

(8) 製品等の主な販売先

■県の機関における使用方法の提案＜重要なポイントです。できるだけ具体的かつ詳細に記入してください＞

(1) 使用を提案する分野(複数可)					
<input type="checkbox"/> 庁舎管理・事務用品		<input type="checkbox"/> 商工	<input type="checkbox"/> 農林水産	<input type="checkbox"/> 環境	<input type="checkbox"/> 情報
<input type="checkbox"/> 防災・危機管理		<input type="checkbox"/> 福祉・病院	<input type="checkbox"/> 学校・教育	<input type="checkbox"/> その他()	
(2) 使用方法の提案 (1)で塗りつぶした分野について使用機関名(一般的な名称で可)を記載して具体的に提案して下さい。					
(3) 製品等の導入により期待される効果 できるだけ具体的にご記入ください。					
(4) 製品等の有用性を評価するのに必要な期間					
<input type="checkbox"/> 3ヶ月以内		<input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年	<input type="checkbox"/> 半年～1年以内(ケ月程度)		

■今後の販路開拓戦略等

(1)トライアル発注対象製品等に選定された場合の本制度の活用方法 できるだけ具体的にご記入ください。	
(記載例) トライアル発注対象製品等に選定されたことを、ホームページやパンフレット等に記載し、PRを図る。	
(2)トライアル発注対象製品等に選定された後の販売戦略 できるだけ具体的にご記入ください。	
(記載例) 県での評価結果をもとに、よりユーザを意識した製品等に改良していくとともに、受注実績・評価結果等をホームページやパンフレットでPRし、販路拡大を目指す。	

【添付書類一覧】

共 通	・直近2営業期間の決算書類(貸借対照表、損益計算書)
	・県税を滞納していないことを証明する資料(直近1年度分、県税納税証明書の写し等)
	・製品等に関する資料(パンフレット、写真、図面等)
該 当 者	・特許等の取得を証明する資料(特許証の写し等)
	・製品等について遵守すべき法令への対応状況がわかる資料(許認可の写し等)